

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行(但休日)に当るときは翌日)昭和四年四月十五日第三種郵便特認可

目次

- ◇ 條例 鳥取県職員定数條例の一部改正
- ◇ 告示 農業委員会の設置
- 右同
- 右同
- ◇ 教委規則 鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部改正

條例

鳥取県職員定数條例の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和二十八年四月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県條例第二十号

鳥取県職員定数條例の一部を改正する條例

鳥取県職員定数條例(昭和二十四年八月鳥取県條例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一條中「二箇月以内の期間を定めて雇傭される者」を「臨時的任用の職員」に改める。

第二條第一号中「吏員一、四四八人」を「吏員一、五〇人」に、「その他の職員一、一九六人」を「その他の職員一、一三四人」に、同條第二号中「書記長」を「事務局長」に、「その他の職員六人」を「その他の職員七人」に、「計二四人」を「計二五人」に改める。

附 則

この條例は、昭和二十八年四月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第百二十八号

農業委員会法(昭和二十六年法律第八十八号)第二條第二項及び第五十條第一項の規定により、昭和二十八年四月一日東伯郡東郷町に次のとおり農業委員会が設置された。

昭和二十八年四月一日
鳥取県知事 西 尾 愛 治
郡町名 農業委員会の名称 区 域
東伯郡東郷町 東郷松崎農業委員会 元の東郷松崎町の区域
右 同 舍人 元の舍人村の区域
右 同 花見 元の花見村の区域

鳥取県告示第百二十九号

農業委員会法(昭和二十六年法律第八十八号)第二條第二項及び第五十條第一項の規定により、昭和二十八年四月一日東伯郡関金町に次のとおり農業委員会が設置された。

昭和二十八年四月一日
鳥取県知事 西 尾 愛 治
郡町名 農業委員会の名称 区 域
東伯郡関金町 矢途農業委員会 元の矢途村の区域
右 同 南谷 元の南谷村の区域

右 同 山守 元の山守村の区域
鳥取県告示第百三十号
農業委員会法(昭和二十六年法律第八十八号)第二條第二項及び第五十條第一項の規定により、昭和二十八年四月一日東伯郡羽合町に次のとおり農業委員会が設置された。

昭和二十八年四月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治
郡町名 農業委員会の名称 区 域
東伯郡羽合町 長瀬農業委員会 元の長瀬村の区域
右 同 浅津 元の浅津村の区域
右 同 橋津 元の橋津村の区域
右 同 宇野 元の宇野村の区域

教育委員会規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年四月一日

鳥取県教育委員会委員長 伊佐田 甚 藏
鳥取県教育委員会規則第一号

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程(昭和二十七年四月鳥取県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第七條 委員室の事務分掌中第八号の次に次の一号を加え、第九号を第十号とする。

九 地方教育委員会の連絡に関する事。
同條学事課の事務分掌を次のように改める。

- 一 県立学校の校長、教員、事務職員、傭人の人事、給与及び市町村立小中学校並びに組合立中学校の校長、教員、事務職員の人事、給与の調整及び給与の支払に関する事。
- 二 県立学校の設置、廃止及び市町村立学校並びに組合立中学校の設置、廃止の届出に関する事。

三 高等学校の通学区域の設定及び変更並びに県立学校の生徒募集に関する事。

四 県立学校の授業料の減免に関する事。

五 教育職員の免許状に関する事。

六 教育職員の恩給、扶助料その他福利厚生に関する事。

七 盲、ろう学校の生徒及び児童の就学奨励に関する事。

八 教育法人に関する事。

九 公立学校職員の組織する職員組合に関する事。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。